

各 位



平成 18 年 5 月 24 日

会 社 名 株式会社 ニッピ

代表者名 代表取締役社長 伊 藤 隆 男  
( J A S D A Q ・ コード 7 9 3 2 )

問合せ先

役職・氏名 総務担当取締役 吉 原 道 博

電話 03-3888-6651

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 159 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則り、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、追加および修正するものであります。
- (2) 「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）にもとづき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主への周知を図るため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）につき、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）の施行に伴い、経営判断をより機動的かつ効率的に行えるように取締役会における書面決議を可能とするよう第 25 条（取締役会の決議方法等）の規定を新設するなど、その他関連する規定について、条文の新設または削除、用語および引用条文の修正等所要の変更を行うとともに、定款全文の見直しを実施の上、文言の修正をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日

以上

(別紙)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ニッピと<u>云い</u>、英文では Nippi, Incorporated と<u>称する</u>。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>下記の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 皮革の製造、加工、販売。</li><li>2. 皮革、ゴム、合成樹脂を材料とする物品の製造、加工、販売。</li><li>3. ①<u>ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、<u>膠、飼料、肥料、微生物、酵素、培地の製造、販売。</u></u></li><li>②<u>ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、微生物、酵素、培地を原材料とする各種の製品の製造、加工、販売。</u></li><li>③<u>ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、微生物、酵素、培地を原材料とする医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品の製造、加工販売。</u></li></ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ニッピと<u>称し</u>、英文では Nippi, Incorporated と<u>表示する</u>。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 皮革の製造、加工、販売。</li><li>2. 皮革、ゴム、合成樹脂<u>その他可塑物</u>を材料とする製品の製造、加工、販売。</li><li>3. ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、<u>膠、微生物、酵素の製造、販売。</u></li><li>4. <u>ゼラチン、コラーゲン、ケラチン、アミノ酸、ペプチド、微生物、酵素を材料とする製品の製造、加工、販売。</u></li><li>5. <u>医薬品、医薬部外品、医療材料、医療用具、化粧品、動物用医薬品、動物用医薬部外品、試薬品の製造、加工、販売。</u></li></ol>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>前各号の製造、加工に必要な材料の製造、販売。</u></p> <p>4. <u>不動産の賃貸。</u> 5. <u>その他前各号に附帯しまたは関連する事業。</u></p> <p>(本店) 第3条 当社は、本店を東京都足立区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、東京都で発行される日本経済新</p>	<p>6. <u>農水産業関連製品ならびに農水産物の製造、加工、販売。</u> 7. <u>前各項に関連する材料、器材の製造、加工、販売。</u> 8. <u>前各項の製品の輸出入。</u> 9. <u>前各項に関連する分析、試験、検査、調査および加工の受託ならびにこれらに関するコンサルティング。</u> 10. <u>前各項に関連する技術の販売および指導。</u> 11. <u>不動産の賃貸。</u> 12. <u>その他前各項に附帯または関連する一切の事業。</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 現行どおり</p> <p>(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、東京都で発行される日本経済新</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="483 600 639 627">聞に掲載する。</p> <p data-bbox="411 689 679 716">第2章 株 式</p> <p data-bbox="379 757 539 784">(発行株式総数)</p> <p data-bbox="387 786 751 875">第5条 当社が発行する株式の総数は、4,800万株とする。</p> <p data-bbox="379 913 568 940">(自己株式の取得)</p> <p data-bbox="387 943 751 1093">第5条の2 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定</u>により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p data-bbox="475 1131 544 1158">(新設)</p> <p data-bbox="379 1249 568 1276">(1単元の株式数)</p> <p data-bbox="387 1317 751 1375">第6条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。</p> <p data-bbox="475 1377 544 1404">(新設)</p> <p data-bbox="368 1626 628 1653">(单元未満株券の不発行)</p>	<p data-bbox="930 600 1198 658">聞に掲載する方法により行う。</p> <p data-bbox="874 689 1142 716">第2章 株 式</p> <p data-bbox="826 757 1034 784">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="834 786 1198 844">第6条 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。</p> <p data-bbox="826 913 1034 940">(自己の株式の取得)</p> <p data-bbox="834 943 1198 1093">第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u>により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p data-bbox="826 1131 963 1158">(株券の発行)</p> <p data-bbox="834 1160 1198 1218">第8条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p data-bbox="826 1249 1198 1308">(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="834 1310 1198 1368">第9条 当社の单元株式数は1,000株とする。</p> <p data-bbox="858 1370 1198 1496">2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず单元未満株式については、株券を発行しない。</u></p> <p data-bbox="930 1498 1198 1592"><u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="943 1626 1011 1653">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="384 595 751 837"> <u>第6条の2 当社は1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</u>  <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> </p> <p data-bbox="448 875 517 898">(新設)</p> <p data-bbox="384 1402 525 1429">(株券の種類)</p> <p data-bbox="384 1435 751 1525"> <u>第7条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> </p> <p data-bbox="384 1563 549 1590">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="384 1597 751 1646"> <u>第8条 当社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の</u> </p>	<p data-bbox="810 875 1145 902">(単元未満株式についての権利)</p> <p data-bbox="826 909 1203 1093"> <u>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> </p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="858 1093 1203 1155">1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li data-bbox="858 1155 1203 1245">2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li data-bbox="858 1245 1203 1373">3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p data-bbox="970 1402 1038 1429">(削除)</p> <p data-bbox="970 1563 1038 1590">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="483 600 751 808">表示、株券の再交付、単元未満株式の買取りおよび株券失効手続、その他株式に関する手続きおよびその手数料は取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="379 846 564 875">(名義書換代理人)</p> <p data-bbox="387 878 751 1435">第8条の2 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、単元未満株式の買取り、株券失効手続その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社は取扱わない。</p> <p data-bbox="523 1469 592 1498">(新設)</p>	<p data-bbox="826 846 1011 875">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="834 878 1198 936">第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="882 943 1206 1061">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p data-bbox="882 1068 1198 1406">3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="818 1469 986 1498">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="834 1505 1198 1648">第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主等の届出)</p> <p><u>第9条</u> 株主（実質株主を含む。以下同じ。）および質権者またはその法定代理人はその氏名住所および印鑑を名義書換代理人に届け出るものとする。</p> <p>外国に住所がある株主および質権者またはその法定代理人は日本国内に仮住所または代理人を定め前項に準じてこれを当会社所定の名義書換代理人に届け出るものとする。</p> <p>前2項に変更のあったときも同様とする。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p>

現行定款	変更案
<p>(招 集)</p> <p>第 11 条 <u>定時総会は、決算期の翌日から 3 月以内に招集し、臨時総会は、必要がある毎に随時招集する。</u> <u>総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議によって社長がこれを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 12 条 <u>総会の議長は、社長がこれにあたる。</u></p> <p><u>社長が事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序によって他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第 13 条 <u>総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>2. <u>商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議</u></p>	<p>(招 集)</p> <p>第 13 条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</u> (削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める株主総会の決議</u></p>



現行定款	変更案
<p>決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)  第14条 株主自ら総会に出席できないときは、他の議決権を有する株主に議決権の行使を委任することができる。  この場合には代理権を証する書面をあらかじめ当会社に提出することを要する。  代理権の授与は各総会ごとに行わなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)  第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第16条 取締役は株主総会において選任する。  取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1</p>	<p>は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)  第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)  第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することがで</p>

現行定款	変更案
<p>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第 18 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を定める。</p> <p>取締役会の決議をもって会長、社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第 19 条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役、顧問)</p>	<p>きる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役相談役、専務取締役および常務取締役を置くことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(相談役、顧問)</p>

現行定款	変更案
<p>第 20 条 取締役会の決議によって相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか社長が各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに通知して招集する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が議長となる。取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 22 条 取締役会は、その決議によって相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)  第 22 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数によってこれを決する。</u>  (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)  第 23 条 <u>取締役会の決議は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して、これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p><u>員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)  第 25 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  2. <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>  <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第 26 条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第25条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役) 第25条の2 法令または定款第24条</p>	<p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第29条 現行どおり</p> <p>(選任方法) 第30条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 法令または定款第24条に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会で予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>3. 予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第27条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)  第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除くほか監査役の過半数によってこれを決する。</p> <p>(監査役会の議事録)  第30条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)  第33条 現行どおり</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  第35条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)  第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第32条 当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日から</p>	<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第38条 会計監査人は 株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31</p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="485 595 751 651">翌年3月31日までとする。</p> <p data-bbox="379 689 517 714">(利益配当金)</p> <p data-bbox="387 719 759 871">第33条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p data-bbox="379 907 517 931">(金銭の分配)</p> <p data-bbox="387 936 759 1368">第34条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に従い金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。取締役会は前項の金銭分配の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に定める。</u></p> <p data-bbox="379 1404 663 1429">(利益配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="387 1433 759 1617">第35条 <u>利益配当金、中間配当金その他諸交付金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p data-bbox="932 595 1083 620">日までとする。</p> <p data-bbox="825 689 962 714">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="833 719 1204 871">第42条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p data-bbox="825 907 940 931">(中間配当)</p> <p data-bbox="833 936 1204 1216">第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="968 1247 1037 1272">(削除)</p> <p data-bbox="825 1404 1134 1429">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p data-bbox="833 1433 1204 1617">第44条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="483 600 759 689"><u>未払の利益配当金、中間配当金および諸交付金に対しては利息をつけない。</u></p> <p data-bbox="676 723 775 748">以 上</p>	<p data-bbox="876 600 1190 658"><u>2. 前項の金銭には利息を付けない。</u></p> <p data-bbox="1114 723 1212 748">以 上</p>

以上